

保険
薬局

開局時間のご案内

月火水金	9:00-17:30
木	9:00-17:00
土	9:00-13:00

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00- 土曜日13:00-

※1月1.2.3日 12月29-31日は休日扱い

日・祝日 休み

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始 (12月30日-翌年1月3日)

緊急連絡先 (転送電話) 096-288-6526

薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社コーレア

代表取締役

落合 敬史



取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品



管理薬剤師

落合 敬史

勤務する薬剤師（保管・陳列・販売・
情報提供・相談）

藤江 真紀子

落合 布美子

勤務する登録販売者（販売・情報提供・相
談）

なし

薬剤師

名札に氏名及び「薬剤師」

登録販売者

名札に氏名及び「登録販売者」

その他の勤務者

名札に氏名及び「事務」



営業時間

9:00-17:30 (月火水金)

9:00-17:00 (木)

9:00-13:00 (土)

休日：日・祝

医薬品の購入または譲り受けの
申し込みを受理する時間は上記営
業時間とする

営業時間外の相談時間

転送にて対応 096-288-6526



薬局の名称・許可番号・許
可年月日・所在地・有効期
間

薬局開設許可証（別掲）を
参照

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から市販用に変わった、特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、**薬剤師**が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品は使用上の注意が必要な薬です。**指定第2類医薬品**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は**薬剤師**または**登録販売者**が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取って確認することができます。

第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

熊本県薬剤師会
096-370-5800
薬務衛生課
096-333-2245

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を厳重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体质、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など）
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化（同意が必要な場合は同意を取得）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料 1	・・・・・	45点
後発医薬品調剤体制加算	3	・・・ 30点
地域支援体制加算	1	・・・・・ 32点
医療 DX 推進体制整備加算	3	・・・ 4点
連携強化加算	・・・・・	・・・ 5点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出ください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っていきます。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。



研修

調剤従事者の資質向上を図るために、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅医療

在宅業務体制の整備と実績（年間24回以上）について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談

健康相談を行っています。
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が70%以上あります。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。

ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2~9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2~9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

光の森ごふく薬局

管理薬剤師 落合 敬史

熊本県県知事指定介護保険事業所 第4342640960号

TEL 096-288-6526

FAX 096-288-6527

緊急時→転送電話 (24時間対応)

調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



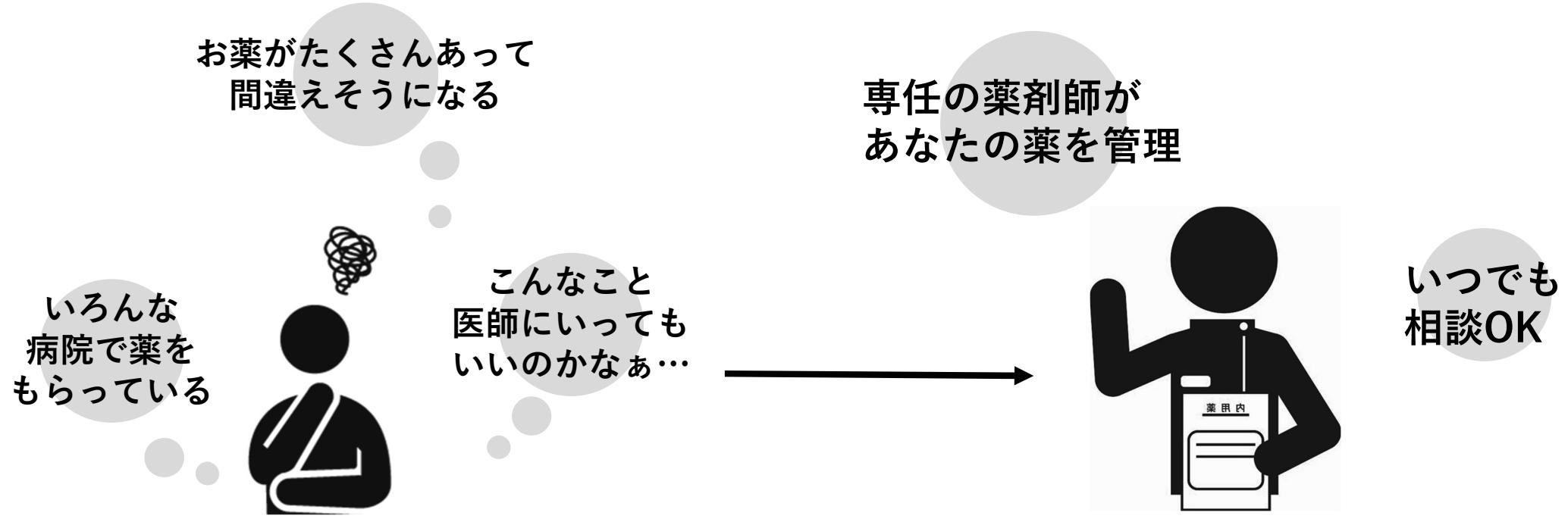
健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週32時間以上勤務しています（育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上）。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



水剤容器 50円
軟膏容器 50円

患者希望による一包化



1包につき
10円

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

患者希望による甘味料などの添加



1日分につき
10円

患者さん宅への薬の持参料・在宅医療の交通費



片道 2 kmにつき
300円

患者希望による服薬カレンダー



1日4回1週間分
150-2000円

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

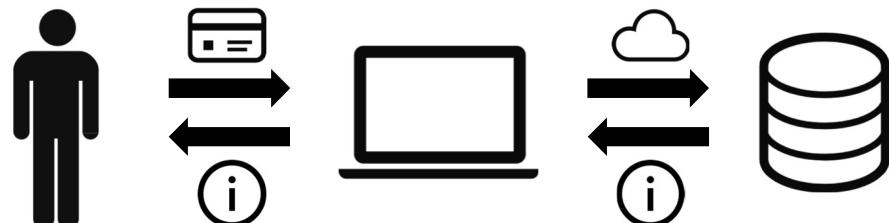
2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

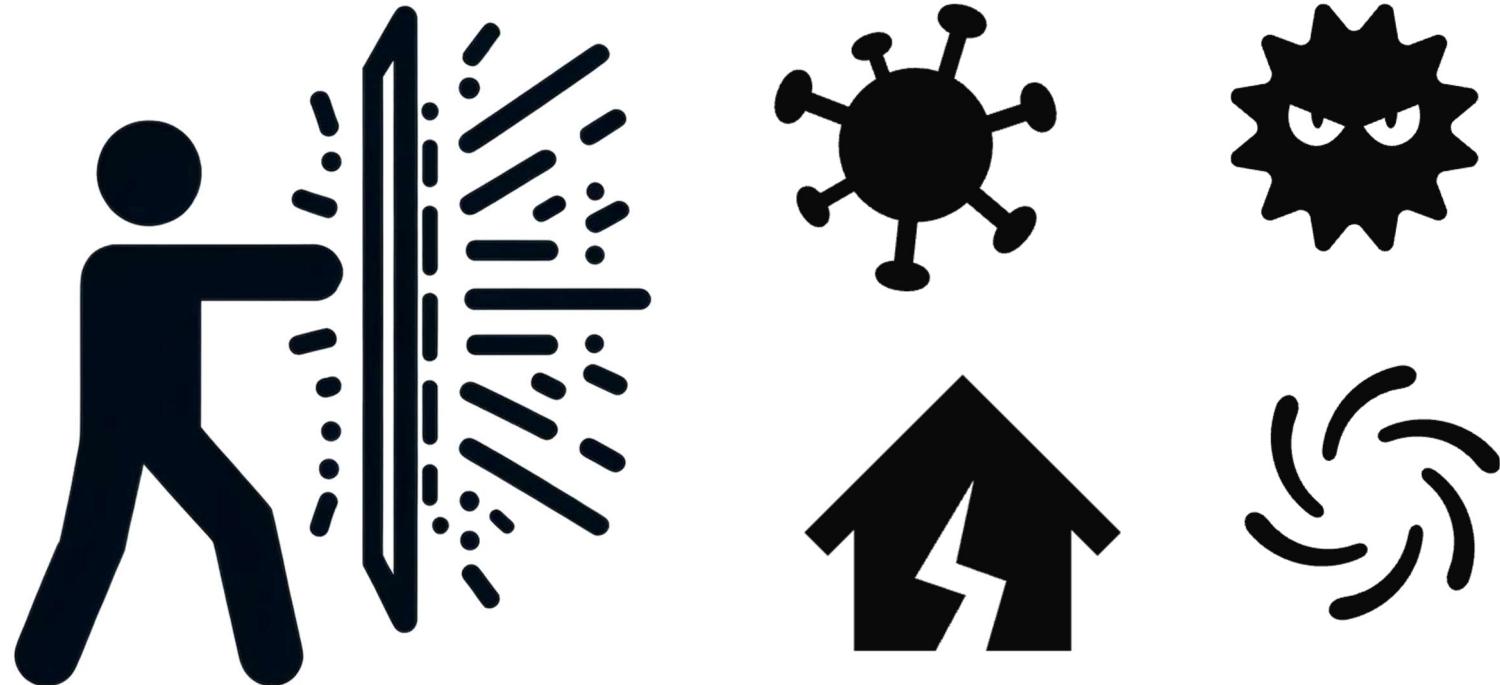
3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスマートな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



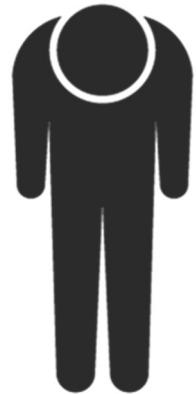
当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

患者さんへのお願い —医薬品の供給が難しくなっています—

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。

状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

ご理解・ご協力をお願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

2024年10月から、医薬品の自己負担の新しい仕組みが始まります-長期収載品の選定療養



長期収載品の選定療養ってなに？

患者さんが先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、**価格差の一部を自己負担**いただきます。医療上の理由がない限り、先発医薬品を選択される場合は「**特別の料金**」+**消費税**をご負担いただきます。

なお、この料金は**薬局の収入を増やすためのものではなく**、医療保険財政の改善を目的としています。

※医師や薬剤師が判断したり、供給が不安定な品目は対象外となります。

※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選んでいただくことになります。

※薬剤料以外の費用は、これまでと同じです。

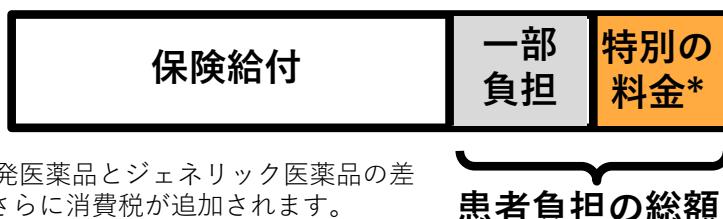
先発医薬品
2024年9月まで



ジェネリック医薬品



先発医薬品
2024年10月-



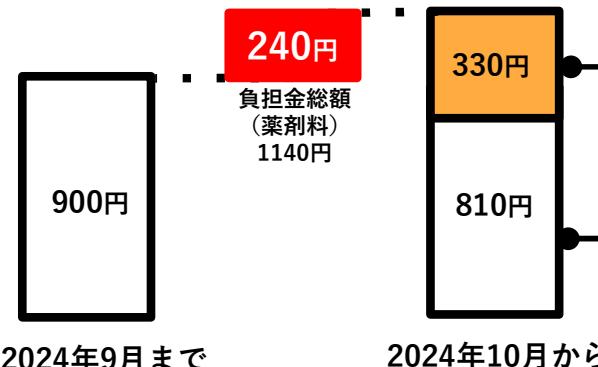
*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。



どのくらい高くなるの？

先発医薬品とジェネリックの差額の4分の1に消費税を加えた額が特別料金となり、これに一部負担金が加わります。例えば、差額40円の場合、10円が特別料金となり、消費税も加算されます。自己負担額の計算は個々で異なり、複雑です。詳しくは、かかりつけの薬局にご確認ください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



特別の料金 + 消費税:
 $(100-60) \times 1/4 = 10\text{円}(1\text{点})$
 $1\text{点} \times 30\text{日} = 30\text{点}(300\text{円})$
 $300\text{円} + 30\text{円}(消費税) = 330\text{円}$

一部負担金:
 $100-10=90\text{円}(9\text{点})$
 $9\text{点} \times 30\text{日} = 270\text{点}(2700\text{円})$
 $2700\text{円} \times 0.3(3\text{割}) = 810\text{円}$



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

指労
定災
薬保
局険

生活保護法指定